

国立研究開発法人産業技術総合研究所事務の委任及び専決処理に関する規程

制定 平成31年3月28日 30規程第38号

(14規程第14号の全部改正)

最終改正 令和元年7月26日 令01規程第10号 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所文書管理・決裁規程(16規程第44号。以下「文書管理・決裁規程」という。)第5条の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所(以下「研究所」という。)における事務に係る権限委任及び専決処理に関し必要な事項を定め、業務の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 部門等 国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程(26規程第72号。以下「組織規程」という。)第3章(第6条第3項に規定する組織を除く。)に規定する組織をいう。
- 二 部等 組織規程第6条第3項に規定する組織、組織規則(26規則第6号。以下「組織規則」という。)第3条に規定するオープンイノベーションラボラトリ(以下「O I L」という。)及び連携研究ラボ並びに組織規程第3章第2節に規定するイノベーション推進本部、環境安全本部及び総務本部(以下「特定本部」という。)に、組織規則の定めるところにより置かれる部、室(部の下に置かれる室を除く。)、センター及びスクールをいう。
- 三 研究ユニット 組織規程第6条第3項第2号及び第3号に規定する組織並びに組織規則(26規則第6号)第3条に規定するO I L及び連携研究ラボをいう。
- 四 つくば事業所 組織規程第5条第1項に規定するつくばセンターに置かれる事業所をいう。
- 五 地域センター 組織規程第4条第1項に規定する地域センターをいう。
- 六 研究業務推進部等 組織規則第79条第1項に規定する研究業務推進部及び研究業務推進室をいう。
- 七 主管部門等の長 組織規程に定める所掌事務の区分に応じ、法人文書の内容の事務を所掌する部門等の長をいう。
- 八 所長等 組織規程第22条の2第1項に規定する所長(つくばセンターに置かれた所長を除く。以下単に「所長」という。)及び同条第2項に規定する事業所長をいう。
- 九 主管部等の長 組織規程に定める所掌事務の区分に応じ、法人文書の内容の事務を所掌する部門等(領域及び特定本部を除く。)の長及び組織規則に定める所掌事務の区分に応じ、当該事務を所掌する部等の長をいう。

(権限委任)

第3条 理事長は、別表1の第1欄に掲げる案件（以下「委任案件」という。）の事務に係る権限を、同表の第2欄に掲げる者（以下「受任者」という。）に委任する。

2 起案者（文書管理・決裁規程第12条第1項に規定する起案者をいう。以下同じ。）は、委任案件の事務に係る受任者の決裁を受けようとする場合において、別表1の第3欄に合議先が指定されているときは、その合議先の決裁を受けなければならない。

（専決処理）

第4条 組織規程第46条に規定する理事会において理事長が決定した事項の事務については、主管部門等の長が専決処理することができる。

2 前項に定めるもののほか、別表2の第1欄に掲げる案件の事務（以下「専決案件」という。）については、同表の第2欄に掲げる者（以下「専決決裁権者」という。）が専決処理することができる。

3 起案者は、前項の場合において、別表2の第3欄に合議先が指定されているときは、その合議先の決裁を受けなければならない。

（合議先の特例）

第5条 起案者は、指定された合議先以外で、委任案件又は専決案件に関係がある部門等及び部等（組織規則で定めるところにより特定本部の部の下に置かれる室を含む。）の長の合議が必要であると主管部門等の長又は主管部等の長が認めるときは、それらを合議先に加えるものとする。

2 起案者は、受任者若しくは専決決裁権者又は合議先が企画本部長である場合は、企画本部長の決裁を受ける前に当該案件を所掌する部門等を担当する理事（国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第8条第2項の規定により理事長が定めた部門等を担当する理事をいう。）に合議しなければならない（当該案件を所掌する部門等を担当する理事が専決決裁権者である場合を除く。）。

3 第3条から前条まで及び前二項の規定によるほか、委任案件及び専決案件のうち特に重要と思われるもの又は異例に属するものについては、理事長又は受任者若しくは専決決裁権者より上位の者の決裁を受けなければならない。

附 則（30規程第38号・全部改正）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（31規則第1号・一部改正）

この規則は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令01規程第6号・一部改正）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令01規程第10号・一部改正）

この規則は、令和元年8月1日から施行する。

別表1 (第3条関係)

項	第1欄 (委任案件)	第2欄 (受任者)	第3欄 (合議先)
1	法令、条例等（公的機関（国、地方公共団体、裁判所、警察機関、独立行政法人等の機関をいう。本項において同じ。）の指導又は要請等を含む。以下同じ。）に基づき公的機関へ提出する申請書、届出書、報告書、意見書等に関する事（法令、条例等に基づき主管部門等の長を施行者とする必要があるものに限る。）。	主管部門等の長	法務部長（研究所の権利義務に関するものに限る。）
2	<p>日常的な業務の遂行上発生する形式的な事務（研究ユニットについては研究業務を実施する上で付随して必要となる事務に限る。）であって、主管部等の長又は広報サービス室長の職名で施行する必要がある次に掲げる手続（軽易なものに限る。）。</p> <p>一 委員会、講演会等の運営に関する委員委嘱、出席依頼、講演依頼等の手続</p> <p>二 ビザ申請に係る会社推薦状、費用証明等の発行に関する手続</p> <p>三 野外実験の実施に伴う許可申請及び届出、研究試料の受入れ（研究試料の受入れに関し契約書、覚書等を締結する必要がある場合を除く。）等の研究業務の実施に関する手続</p> <p>四 安全衛生、環境、職員等の労働時間管理その他事業所が所掌する業務に関する手続</p> <p>五 著作物（広報サービス室の所掌する事務に関するものに限る。）の利用等に関する受諾等の手続</p>	<p>主管部等の長（所長等を除く。） （第1号から第4号までに掲げるものに限る。）</p> <p>所長等（第1号及び第4号に掲げるもの（所長等の所掌する事務に関するものに限る。）に限る。）</p> <p>広報サービス室長（第5号に掲げるものに限る。）</p>	

別表2（第4条関係）

部	項	第1欄（専決案件）	第2欄（専決裁権者）	第3欄（合議先）
1. 規程等の制定又は改廃	1	規則の制定又は改廃（3の項に掲げる専決案件を除く。）	企画本部長	法務室長
	2	要領又は通達の制定又は改廃（次の項に掲げる専決案件を除く。）	主管部門等の長	法務室長
	3	規程、規則、要領及び通達（以下「規程等」という。）の制定又は改廃に伴う当該規程等以外の規程等の改正（条項の移動、部門等の名称変更等の実質的な変更を伴わないものに限る。）	主管部門等の長	法務室長
	4	国立研究開発法人産業技術総合研究所依頼試験規程（16規程第39号。以下「依頼試験規程」という。）に定める依頼試験の種類、項目及び細目の追加、削減等に係る依頼試験規程の改正	イノベーション推進本部長（鉱工業の科学技術に係るものに限る。） 計量標準普及センター長（鉱工業の科学技術に係るものを除く。）	法務室長
	5	国立研究開発法人産業技術総合研究所が行う計量法に基づく検定、検査等及び特定標準器による校正等に関する規程（16規程第38号。以下「検定等規程」という。）に定める次に掲げる事項に係る検定等規程の改正 一 特定計量器又は基準器の種類及び種類別記号の追加、削減等 二 特定計量器の機種及び機種別記号の追加、削減等 三 特定標準器による校正等を行う計量器の追加、削減等 四 様式の軽微な変更 五 法令、条例等に基づく検定等規程各別紙の追加、変更、削減等 六 検定等規程別表第4に掲げる「対象計量器」欄及び「検定検査規則第30条の2で定める機関」欄の追加、削除等	計量標準普及センター長	法務室長
2. 協定書、覚書等（研究所の収入及び支出の原因となる契約、安全管理に関する契約、その他規程等の定めるところにより締結する契約を除く。）の締結	1	大学、企業、研究機関等（以下「外部機関」という。）との協定書、覚書等の締結に関する事（組織規程第6条及び第22条に規定する組織（研究戦略部を除く。）が単独で所掌する分に限る。）（次の項から9の項までに掲げる専決案件を除く。）	主管部門等の長	企画本部長 イノベーション推進本部長 法務部長
	2	外部機関との協定書、覚書等の更新（契約期間の延長、部門等の名称変更等の実質的な変更を伴わないものに限る。）に関する事。（次の項から9の項までに掲げる専決案件を除く。）	産学官・国際連携推進部長（産学官・国際連携推進部の分に限る。） 主管部門等の長（産学官・国際連携推進部の分を除く。）	産学官・国際連携推進部長（産学官・国際連携推進部の分を除く。） 法務部長
	3	外国の大学、企業、研究機関等（以下「外国機関」という。）との研究協力における派遣等に係る契約書の締結及びその他の文書の交換に関する事（次の項から9の項に掲げる専決案件を除く。）	主管部門等の長	法務部長
	4	国立研究開発法人産業技術総合研究所研究施設等の事業者の利用に関する規程（20規程第49号）による事業者の従業員の受入に関する協定書、覚書等の締結に関する事。	所長等	
	5	技術研究組合事業実施要領（24要領第67号。以下「技術研究組合要領」という。）に定める次に掲げる覚書の締結に関する事。 一 参加研究員の派遣に関する覚書 二 パートナー研究員の受入に関する覚書	産学官・国際連携推進部長（産学官・国際連携推進部次長が置かれているときは産学官・国際連携推進部次長）（臨海副都心センター及び地域センターの分を除く。） 所長（臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）	
	6	計量の国際相互承認等に係る協定書、覚書等の締結に関する事。	計量標準総合センター長	産学官・国際連携推進部長 法務部長
	7	他機関との人事交流に係る協定書、覚書等の締結に関する事。	人事部長	総務本部副本部長
	8	国立研究開発法人産業技術総合研究所イノベーションスクール制度実施規程（22規程第99号）に定める企業等における研究開発等の研修の実施に関する他機関との協定書、覚書等の締結に関する事。	イノベーションスクール長	
	9	国立研究開発法人産業技術総合研究所における試験・認証基盤施設等の使用に関する規程（28規程第2号。以下「試験・認証基盤施設等使用規程」という。）に定めるところにより使用を許可した試験・認証基盤施設等の維持、管理等に関する協定書、覚書等の締結に関する事。	福島再生可能エネルギー研究所長	
	10	約款等の制定又は改廃	主管部門等の長	法務部長

別表2（第4条関係）

部	項	第1欄（専決案件）	第2欄（専決決裁権者）	第3欄（合議先）
3. 委員、講師等の委嘱	1	次に掲げる事項に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> 一 経営戦略会議要領（13要領第115号）に定める会議の委員の委嘱、手続等 二 国立研究開発法人産業技術総合研究所利益相反マネジメント実施規程（17規程第68号）に定める利益相反委員会の委員の指名並びにアドバイザーボードの委員及び利益相反カウンセラーの委嘱 三 外部評価要領（27要領第107号）に定める評価委員会及び検証委員会の委員の委嘱、指名等 四 SI定義改定国内プロモーション委員会要領（28要領第86号）に定める委員会の委員の委嘱等 五 国立研究開発法人産業技術総合研究所契約監視委員会要領（21要領第40号）に定める委員会の委員の委嘱 六 つくばセンターの施設管理等業務評価委員会要領（23要領第56号）に定める委員会の委員の委嘱 七 情報システム運用管理支援業務評価委員会要領（29要領第21号）に定める委員会の委員の委嘱 八 顧問及び参与の委嘱手続等に関する要領（17要領第22号）に定める顧問、参与等の委嘱 	主管部門等の長	
	2	規程、規則又は要領に定めるところにより行う指名又は委嘱に関する事（前の項及び10の部2の項に掲げる専決案件並びに他の規程、規則又は要領に別段の定めがある場合を除く。）。	主管部等の長	
	3	講演の依頼及び当該講演に係る講師の委嘱に関する事。（7の部18の項に掲げる専決案件を除く。）	主管部等の長	
4. ベンチャー、知的財産権等	1	国立研究開発法人産業技術総合研究所ベンチャー技術移転促進措置実施規程（16規程第48号）第15条及び第17条に規定する技術移転促進措置通知書、産総研技術移転ベンチャー称号付与状の交付等に関する事。	イノベーション推進本部長	領域長
	2	知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程（13規程第15号）第3条及び第4条に基づく知的財産権の独占的又は一部独占的な実施許諾の実施に関する事。	イノベーション推進本部長	
	3	知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程第2条に基づく非独占的な実施許諾の実施に関する事。	ベンチャー開発・技術移転センター長	
	4	知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程第5条及び第6条に基づく知的財産権の譲渡に関する事。	イノベーション推進本部長	知的財産・標準化推進部長
	5	知的財産権の実施許諾及び譲渡に関する規程第9条に規定する技術移転事業者との契約に関する事。	イノベーション推進本部長	
	6	知的財産権の取下げ及び放棄に関する事。	イノベーション推進本部長	
	7	知的財産権に係る持分等の契約、国内外特許庁等への出願、審査請求、審判請求及び異議申立て並びに委任状の発行に関する事。	知的財産・標準化推進部長（臨海副都心センター及び地域センターの分を除く。） 所長（臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）	
	8	知的財産権に係る秘密保持の契約に関する事。	ベンチャー開発・技術移転センター長（臨海副都心センター及び地域センターの分を除く。） 所長（臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）	
	9	研究所が保有する知的財産権に係る情報開示並びに研究試料の提供及び受領の契約に関する事。	ベンチャー開発・技術移転センター長	
	10	次に掲げる事項に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> 一 知的財産に係る届出 二 知的財産権に係る生物の寄託 三 知的財産権に係る移転及び専用実施権等の設定の登録 四 知的財産に係る補償金等 五 特許事務所との契約の締結 六 前各号に掲げるもののほか、知的財産に関する事項 	知的財産・標準化推進部長	

別表2（第4条関係）

部	項	第1欄（専決案件）	第2欄（専決裁権者）	第3欄（合議先）
5. 産学官連携制度に係る契約等	1	コンソーシアムの設置等に関する事。	イノベーション推進本部長	
	2	連携大学院に関する契約の締結に関する事。	イノベーション推進本部長（臨海副都心センター及び地域センターの分を除く。） 所長（臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）	
	3	連携大学院に係る教員就任の手續等に関する事。	産学官・国際連携推進部長（産学官・国際連携推進部次長が置かれているときは産学官・国際連携推進部次長）（臨海副都心センター及び地域センターの分を除く。） 所長（臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）	
	4	次に掲げる産学官連携活動に係る契約等に関する事。（次の項に掲げる専決案件を除く。） 一 共同研究の契約等（新規に締結する契約であつて契約額が1億円以上のものを除く。） 二 受託研究及び委託研究の契約等 三 技術コンサルティングの契約等	産学官・国際連携推進部長（産学官・国際連携推進部次長が置かれているときは産学官・国際連携推進部次長）（臨海副都心センター及び地域センターの分を除く。） 所長（臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）	領域長（第1号及び第2号に掲げる契約等（契約期間の延長、部門等の名称変更等の実質的な変更を伴わない契約の変更を除く。）に限る。） 法務部長（第1号に掲げる契約等（法務部長と協議して定めた契約書の雛形を用いて行う契約及び事前協議により法務部長が合議を省略できると認めるものを除く。）に限る。）
	5	前の項第1欄の各号に掲げる契約等のうち、外国機関との契約等に関する事。	産学官・国際連携推進部長	領域長（前の項第1欄の第1号及び第2号に掲げる契約等（契約期間の延長、部門等の名称変更等の実質的な変更を伴わない契約の変更を除く。）に限る。） 法務部長（前の項第1欄第1号に掲げる契約等（法務部長と協議して定めた契約書の雛形を用いて行う契約及び事前協議により法務部長が合議を省略できると認めるものを除く。）に限る。）
	6	講演会等の参加費の徴収に係る手續に関する事。	産学官・国際連携推進部長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの分を除く。） 所長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）	産学官・国際連携推進部長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）
	7	外部研究資金の応募等に関する事。	産学官・国際連携推進部長（産学官・国際連携推進部次長が置かれているときは産学官・国際連携推進部次長）（臨海副都心センター及び地域センターの分を除く。） 所長（臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）	
	8	特別試験研究費税額控除制度に係る認定に関する事。	産学官・国際連携推進部長（産学官・国際連携推進部次長が置かれているときは産学官・国際連携推進部次長）（臨海副都心センター及び地域センターの分を除く。） 所長（臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）	

別表2（第4条関係）

部	項	第1欄（専決案件）	第2欄（専決裁権者）	第3欄（合議先）
	9	博士研究員の応募手続等に関する事。	産学官・国際連携推進部長（産学官・国際連携推進部次長が置かれているときは産学官・国際連携推進部次長） （福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの分を除く。） 所長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）	
	10	国立研究開発法人産業技術総合研究所寄附金等受入規程（29規程第1号。以下「寄附金等受入規程」という。）第4条第1号の一般寄附金等の受入れの手続に関する事（寄附金の金額が1億円以上のものを除く。）。	産学官・国際連携推進部長	
	11	寄附金等受入規程第4条第2号の用途特定寄付金等及び同条第3号の募集特定寄付金の受入れの手続に関する事。	所長等	
	12	外来研究員の受入れの手続等に関する事（14の項及び15の項に掲げる専決案件を除く。）。	所長等	
	13	海外から研修員を受入れる技術研修の手続（申請者が日本の大学等の場合を除く。）に関する事。	産学官・国際連携推進部長	
	14	日本学術振興会等からの研究者等の受入手続に関する事（次の項に掲げる専決案件を除く。）。	産学官・国際連携推進部長（産学官・国際連携推進部次長が置かれているときは産学官・国際連携推進部次長）	
	15	日本学術振興会等からの外国人研究者等の受入手続に関する事。	産学官・国際連携推進部長	
	16	産学官連携共同研究施設利用要領（18要領第48号）に定める通知等に関する事。	地域連携推進部長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの分を除く。） 所長等（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）	
6. 施設・設備、安全、衛生、環境等	1	国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費補助金交付要綱等に定めのある主務大臣への申請、報告等に関する事。	環境安全本部長	総務本部長（国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備費補助金交付要綱第4条第1項に基づく交付の申請の場合に限る。）
	2	法令、条例等に基づく研究所に係る施設及び設備並びに安全衛生及び環境に係る手続に関する事（次の項に掲げる専決案件を除く。）。	環境安全本部長（東京本部、つくば事業所、福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターが単独で所掌する分を除く。） 所長等（東京本部、つくば事業所、福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターが単独で所掌する分に限る。）	
	3	法令、条例等に定める研究所における次に掲げる事項に関する事。 一 動物及び生物等の飼養等許可並びに病原体使用施設の許可申請等 二 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）に定める届出等 三 ヒトES細胞の分配及び使用に関する指針（平成26年文部科学省告示第174号）に定める届出等 四 生命倫理委員会の設置状況及び運営報告書の提出等 五 原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）に定める原子力損害賠償責任保険契約及び原子力損害賠償保障契約等	環境安全本部長	所長等（第1号及び第2号に掲げるものに限る。）
	4	国立研究開発法人産業技術総合研究所ライフサイエンスに関する実験の倫理及び安全管理規程（27規程第77号）に定める次に掲げる事項に関する事。 一 委員会（同規程に基づく要領に定める委員会を含む。）の運営 二 実験計画書審査結果の通知等	安全管理部長	
	5	技術研究組合要領に定める次に掲げる覚書の締結に関する事。 一 安全衛生管理に関する覚書 二 組合連携スペース使用申請の許可及び連携スペース使用に関する覚書 三 設備等の持ち込み及び工事に関する覚書	所長等	

別表2（第4条関係）

部	項	第1欄（専決案件）	第2欄（専決決裁権者）	第3欄（合議先）
	6	研究拠点における安全衛生管理に関する覚書の締結に関すること。	所長等	OIL室長（OILの分に限る。）
7. 人事、給与、研修等	1	役員（理事長及び監事を除く。）の外部団体委員等への就任に関する承認並びに理事長及び監事の外部団体等への就任に関する経済産業大臣への申請に関すること。	総務本部長	
	2	労働組合法（昭和24年法律第174号）に定める労働協約の締結に関すること。	総務本部長	
	3	国立研究開発法人産業技術総合研究所兼業等規程（17規程第13号。以下「兼業等規程」という。）に定める役員兼業に関すること。	総務本部長	
	4	労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の関係法令に定める労使協定の締結及び行政官庁への届出に関すること。	所長等	
	5	法令、条例等に基づく職員の給与及び退職手当等の支給の基準、就業規則等に係る主務大臣又は行政官庁への届出に関すること。	人事部長	
	6	障害者の雇用の促進に関する業務に付随する関係機関への各種申請、届出、依頼、報告、承認等に関する手続に関すること。	人事部長	
	7	職員の国際機関等への派遣に係る発令に関すること。	総務本部長	産学官・国際連携推進部長
	8	経済産業局への行政事務研修員の派遣に関すること（地域センターの分に限る。）。	所長	
	9	次に掲げる事項に係る承認、決定等に関すること。 一 職員の採用及び退職 二 職員の配置換、兼務その他の異動（7の項及び前の項に掲げる専決案件を除く。） 三 職員の在宅勤務 四 職員及び契約職員の休職、育児休業、介護休業等 五 職員の初任給、昇給、昇格、業績手当及び職責手当 六 契約職員給与規程第11条第2項ただし書きの規定による通勤手当の認定 七 契約職員の住居手当、寒冷地手当及び休業手当の支給 八 契約職員就業規則第24条第1項の表中第10号の規定による特別休暇の要件	人事部長	
	10	契約職員の次に掲げる事項に係る承認、決定等に関すること。 一 採用 二 契約の変更及び更新 三 退職	人事部長（第四号職員（技術専門職）、第五号職員（招へい研究員）、第六号職員（シニアスタッフ）及び第七号職員（リサーチアシスタント）並びに障害者、育児休業等職員に代わる代替職員及び東京本部を勤務地とする契約職員に係るものに限る。） 所長等（第一号職員（産業技術総合研究所特別研究員）、第二号職員（テクニカルスタッフ）及び第三号職員（アシスタント）に係るもの（障害者、育児休業等職員に代わる代替職員及び東京本部を勤務地とする契約職員に係るものを除く。）に限る。）	
	11	兼業等規程に定める一般兼業及び自営の許可に関すること。	人事室長	
	12	役員及び職員の諸手当の認定並びに契約職員の通勤手当の認定（9の項第1欄第6号に掲げるものを除く。）に関すること。	人事室長（福島再生可能エネルギー研究所及び地域センターの分を除く。） 研究業務推進部等の長（福島再生可能エネルギー研究所及び地域センターの分に限る。）	
	13	職員の次に掲げる事項に係る証明書の発行に関すること。 一 採用 二 在職 三 在留資格 四 就業手当 五 再就職手当 六 退職手当 七 退職	人事部長（第2号から第4号までに掲げるものに係る証明書（職員の在職期間中に発行するものに限る。）の発行を除く。） 所長等（第2号から第4号までに掲げるものに係る証明書（職員の在職期間中に発行するものに限る。）の発行に限る。）	

別表2（第4条関係）

部	項	第1欄（専決案件）	第2欄（専決裁権者）	第3欄（合議先）
	14	<p>契約職員の次に掲げる事項に係る証明書の発行に関すること。</p> <p>一 採用 二 在職 三 在留資格 四 就業手当 五 再就職手当 六 退職手当 七 退職</p>	<p>人事部長（つくば事業所及び臨海副都心センターを勤務地とする採用前又は退職後の第四号職員（技術専門職）、第五号職員（招へい研究員）、第六号職員（シニアスタッフ）及び第七号職員（リサーチアシスタント）並びに東京本部を勤務地とする契約職員に限る。）</p> <p>所長等（東京本部以外を勤務地とする契約職員（つくば事業所及び臨海副都心センターを勤務地とする採用前又は退職後の第四号職員（技術専門職）、第五号職員（招へい研究員）、第六号職員（シニアスタッフ）及び第七号職員（リサーチアシスタント）を除く。）に限る。）</p>	
	15	<p>次に掲げる事項に関すること。</p> <p>一 人事給与等に関する調査及び報告書の提出 二 源泉徴収票及び給与支払報告書の提出 三 給与証明書等の発行（次号に掲げるものを除く。） 四 契約職員の給与証明書等の発行（福島再生可能エネルギー研究所及び地域センターの分に限る。）</p>	<p>人事室長（第4号に掲げるものを除く。）</p> <p>研究業務推進部等の長（第4号に掲げるものに限る。）</p>	
	16	外部表彰受賞候補者に対する推薦に関すること。	人事室長	
	17	年度の研修実施計画の決定に関すること。	人事部長	
	18	<p>国立研究開発法人産業技術総合研究所研修規程（17規程第20号）及び研修要領（17要領第68号）に定める職員等の研修に係る次に掲げる事項に関すること。</p> <p>一 外部講師及び外部機関に係る依頼、契約及び委託 二 修了証書の授与 三 業務を離れての研修の受講命令 四 他省庁研修に係る推薦及び受講命令に関すること。</p>	人材開発企画室長	
	19	<p>国立研究開発法人産業技術総合研究所デザインスクール事業実施規程（令01規程第5号）及びデザインスクール事業実施要領（令01要領第11号）に定める次に掲げる事項に関すること。</p> <p>一 職員等の研修受講に関すること。 二 デザインスクール研修員の受入れに関すること。 三 修了証書に関すること。</p>	柏センター所長	
8. 福利厚生等	1	<p>次に掲げる事項に関すること。</p> <p>一 役員及び職員の個人型確定拠出年金に係る手続 二 職員財産形成貯蓄等事務取扱要領（17要領第65号）に定める勤労者財産形成貯蓄の契約及び報告 三 生命保険、損害保険及び簡易保険の契約（経理部の所掌に属するものを除く。）</p>	厚生室長	
	2	<p>次に掲げる事項に関すること。</p> <p>一 役員、職員及び契約職員の災害補償 二 職員及び契約職員の雇用保険の資格取得、資格喪失等 三 契約職員の健康保険の資格取得、資格喪失等 四 契約職員の厚生年金保険の資格取得、資格喪失等</p>	厚生室長（福島再生可能エネルギー研究所及び地域センターの分を除く。） 研究業務推進部等の長（福島再生可能エネルギー研究所及び地域センターの分に限る。）	
	3	国家公務員宿舎及び国立研究開発法人産業技術総合研究所借上宿舎規程（17規程第31号）に定める借上宿舎の貸与（賃貸借契約等の締結を含む。）に関すること。	<p>厚生室長（福島再生可能エネルギー研究所、臨海副都心センター及び地域センターの分を除く。）</p> <p>研究業務推進部等の長（福島再生可能エネルギー研究所、臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）</p>	
	4	福利厚生に係る協定書、覚書及び契約書等の締結に関すること（1の項から前の項までに掲げる専決案件及び支出を伴うものを除く。）。	<p>厚生室長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの分を除く。）</p> <p>各研究業務推進部等の長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）</p>	
9. 地質調査及び計量標準	1	地質の調査に係る国土交通省、地方自治体等への各種申請に関すること。	地質情報基盤センター長	
	2	地質調査総合センターの所掌する事務に関する著作物の使用許諾及び地質の調査に係る外部機関の著作物の使用依頼に関すること。	地質情報基盤センター長	

別表2（第4条関係）

部	項	第1欄（専決案件）	第2欄（専決決裁権者）	第3欄（合議先）
	3	メートル条約又は国際法定計量条約に基づく国際委員の推薦及び会議出席者の指名に関する事。	計量標準総合センター長	
	4	計量に係る国際協力機構等との受託業務契約に関する事。	計量標準総合センター長	
	5	計量法（平成4年法律第51号。以下「計量法」という。）に定める検定、検査等及び特定標準器による校正、技術基準の通知、立入検査等に関する事。	計量標準普及センター長	
	6	計量に関する標準物質及び研究開発品有料頒布要領（17要領第20号。以下「有料頒布要領」という。）に定める標準物質に係る認証書及び成績書並びに研究開発品の成績書の発行に関する事。	計量標準普及センター長	
	7	計量の標準に係る校正、試験等の依頼試験等に関する事（1の部4の項に掲げる専決案件を除く。）。	計量標準普及センター長	
	8	国立研究開発法人産業技術総合研究所計量教習等規程（17規程第28号）に定める事項に関する事。	計量研修センター長	
10. 文書管理、情報公開、個人情報保護等	1	国立研究開発法人産業技術総合研究所文書管理・決裁規程（16規程第44号）に定める専用文書番号の設定、法人文書の保存期間満了時期前の廃棄、法人文書の移管の承認等に関する事。	総務本部長	
	2	国立研究開発法人産業技術総合研究所公印・電子公印管理規程（16規程第45号）に定める公印及び電子公印の制定、廃止、公印押印の特例等の承認並びに公印管理責任者の指名に関する事。	総務本部長	
	3	独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。）に定める次に掲げる事項に関する事。 一 開示請求に対する措置 二 事案の移送 三 第三者に対する意見書提出の機会の付与等（第6号に掲げるものを除く。） 四 情報公開・個人情報保護審査会への諮問 五 開示決定等の期限（特例を含む。） 六 第三者情報を開示する際の反対意見書を提出した第三者への通知 七 手数料の減額又は免除 八 前各号に掲げるもののほか、開示その他の手続（研究所の規程等に別段の定めがある場合を除く。）	総務企画部長	主管部等の長（第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げるものに限る。） 経理部長（第7号に掲げるものに限る。）
	4	独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号。以下「個人情報保護法」という。）に定める次に掲げる事項に関する事。 一 開示請求に対する措置 二 事案の移送 三 第三者に対する反対意見書提出の機会の付与等（第10号に掲げるものを除く。） 四 訂正請求に対する措置 五 保有個人情報の提供先への通知 六 利用停止請求に対する措置 七 情報公開・個人情報保護審査会への諮問 八 独立行政法人等非識別加工情報の作成及び提供等 九 開示決定等の期限（特例を含む。） 十 第三者情報を開示する際の反対意見書を提出した第三者への通知 十一 前各号に掲げるもののほか、開示その他の手続（規程等に別段の定めがある場合を除く。）	総務企画部長	主管部等の長（第1号から第8号まで及び第10号に掲げるものに限る。）
	5	国立研究開発法人産業技術総合研究所個人情報の保護に関する規程（27規程第87号）に定める苦情処理の申出の受付等に関する事。	総務企画部長	主管部等の長
11. 会計、資産等	1	国立研究開発法人産業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成13年経済産業省令第108号）第11条第1項に定める主務大臣による償却資産の指定に係る手続に関する事。	総務本部長	環境安全本部長
	2	監査契約に基づく財務諸表等の会計監査人への提出に関する事。	総務本部長	
	3	消費税法施行令（昭和63年政令第360号）に定める運営費交付金の消費税に係る使途特定についての主務大臣への申請に関する事。	総務本部長	
	4	消費税法（昭和63年法律第108号）に定める各種申告に関する事。	経理部長	
	5	国立研究開発法人産業技術総合研究所の計算証明に関する指定（平成13年13検508号）に定める会計検査院に提出する計算証明に関する事。	経理部長	

別表2 (第4条関係)

部	項	第1欄 (専決案件)	第2欄 (専決裁権者)	第3欄 (合議先)
	6	独立行政法人通則法 (平成11年法律第103号。以下「通則法」という。) に定める会計規程の主務大臣への届出に関する事。	経理部長	
	7	有形固定資産等管理要領 (20要領第3号) に定める有形固定資産等の不用決定並びに譲渡及び廃棄処分等の決定に関する事。	経理部長 (帳簿価額が1億円未満の建物及び帳簿価額が1,000万円以上5,000万円未満の有形固定資産等 (土地及び建物を除く。) に係るものに限る。) 調達室長 (帳簿価額が1,000万円未満の有形固定資産等 (土地及び建物を除く。) に係るもの (東京本部、つくば中央第一事業所及び柏センターの分に限る。) に限る。) 研究業務推進部等の長 (帳簿価額が1,000万円未満の有形固定資産等 (土地及び建物を除く。) に係るもの (つくば事業所 (つくば中央第一事業所を除く。)、福島再生可能エネルギー研究所、臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。) に限る。)	所長等 (帳簿価額が1億円未満の建物に係るものに限る。)
	8	国立研究開発法人産業技術総合研究所会計規程 (13規程第5号。以下「会計規程」という。) に定める預金の約定及び口座の開設に関する事。	会計事務取扱要領 (13要領第17号。以下「会計事務取扱要領」という。) 別表第1の出納命令職に掲げる者のうち会計職欄に掲げる者 (会計事務取扱要領第2条の2に該当する場合には、会計職代理の欄に掲げる者)	
	9	国立研究開発法人産業技術総合研究所研究助成金受入規程 (19規程第15号) に定める経理委任の受諾を証する書面の交付に関する事。	経理部長	
	10	金銭等の支払等に係る法定調書の発行に関する事 (人事部の所掌に属するものを除く。)	出納室長	
	11	国等の受託研究に係る資産等の借受に関する事。	経理部長 (つくば事業所及び柏センターの分であって初回に限る。) 調達室長 (つくば中央第一事業所及び柏センターの分であって2回目以降に限る。) 研究業務推進部等の長 (福島再生可能エネルギー研究所、臨海副都心センター及び地域センターの分並びにつくば事業所 (つくば中央第一事業所を除く。) の分であって2回目以降に限る。)	
	12	契約書の締結に関する事 (会計規程に定めるところにより契約担当職が担当する事務の分に限る。)	会計事務取扱要領別表第1の契約担当職に掲げる者のうち会計職欄に掲げる者 (会計事務取扱要領第2条の2に該当する場合には、会計職代理の欄に掲げる者)	環境安全本部長 (国立研究開発法人産業技術総合研究所スペース管理規程 (27規程第112号) 第2条第1号に定めるスペースに貸付及び使用に係る契約書の締結に限る。)
	13	請求書及び領収書の発行に関する事 (会計規程に定めるところにより出納命令職、福島再生可能エネルギー研究所出納命令職、臨海副都心センター出納命令職及び地域センター出納命令職が担当する事務の分に限る。)	会計事務取扱要領別表第1の出納命令職、福島再生可能エネルギー研究所出納命令職、臨海副都心センター出納命令職及び地域センター出納命令職の各項目に掲げる者のうち会計職欄に掲げる者 (会計事務取扱要領第2条の2に該当する場合には、会計職代理の欄に掲げる者)	
12. 標準化、施設等貸出等	1	J I S 原案作成委員会運営要領 (13要領第18号) に定める委員会の設置に関する事。	知的財産・標準化推進部長	
	2	工業標準化法 (昭和24年法律第185号) に基づく申出等諸手続に関する事。	知的財産・標準化推進部長	
	3	試験・認証基盤施設等使用規程に定める使用の許可等及び使用料等の決定に関する事。	福島再生可能エネルギー研究所長	
	4	共用高性能計算機管理要領 (30要領第11号) 第7条に定める利用者の範囲及び同条第2号に掲げる者の範囲に関する事。	情報・人間工学領域長	

別表2（第4条関係）

部	項	第1欄（専決案件）	第2欄（専決裁権者）	第3欄（合議先）
	5	鉱工業の科学技術に係る試験、分析又は校正の依頼試験等に関すること（1の部4の項に掲げる専決案件を除く。）。	イノベーション推進本部長	
	6	国立研究開発法人産業技術総合研究所共用施設等の利用に関する規程（25規程第60号）に定める共用施設等（T I A推進センターが研究施設等の管理者から研究所外の者の利用に供する同意及びその利用に係る手続の委任を得たものに限る。）の利用に関すること。	共用施設ステーション長	
	7	研究設備使用要領（17要領第66号）に定める研究設備の使用許可に関すること。	つくば中央第三事業所長	
13. 庶務、広報等	1	賞状又は賞品の授与及び挨拶文に関すること。	主管部門等の長（初回に限る。） 主管部等の長（2回目以降の同趣旨の案件に限る。）	企画本部長（初回に限る。）
	2	研究講演会の開催に関すること。	主管部門等の長	
	3	A T Aカルネ発給申請に関すること。	主管部門等の長	
	4	後援等に関する名義使用要領（16要領第52号）に定める後援等の名義使用許可申請の許可に関すること。	主管部門等の長（組織規程第3章に規定する組織の名称のものに限る。） 広報サービス室長（組織規程第3章に規定する組織の名称並びに福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの名称のものを除く。） 所長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの名称のものに限る。）	
	5	外部機関による催し物への出展及び後援等名義使用の依頼に関すること。	主管部門等の長	
	6	ベンチャー技術移転促進措置実施要領（25要領第8号。以下「ベンチャー技術移転促進措置実施要領」という。）に定める研究員等の受入手続に関すること。	所長等	
	7	展示室の展示物（有形固定資産等管理要領に定める資産及び準資産を除く。）の貸出し等に関すること。	広報サービス室長（地質情報基盤センター、福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの分を除く。） 地質情報基盤センター長（地質情報基盤センターの分に限る。） 所長（福島再生可能エネルギー研究所、柏センター、臨海副都心センター及び地域センターの分に限る。）	
	8	法人登記又は変更登記に関すること。	企画本部長	
	9	役員、職員及び契約職員の外国派遣の渡航手続及び公用旅券の請求手続に関すること。	総務企画室長	
	10	外国からの研究員の招へい状に関すること。	ダイバーシティ推進室長	
	11	外国からの招へい者に係る入国査証申請関連書類、在留資格認定証明書関連書類及び滞在証明書等関連書類に関すること。	ダイバーシティ推進室長	
	12	国立研究開発法人産業技術総合研究所建物等管理規程（17規程第40号）に定める建物等の使用に関する許可に関すること。	総務本部長	

別表2（第4条関係）

部	項	第1欄（専決案件）	第2欄（専決裁権者）	第3欄（合議先）
14. 外部評価、技術研究組合役員就任、訴訟関係等	1	通則法に定める主務大臣に係る対応業務に関すること。	企画本部長	
	2	外部評価要領に定める評価委員会の小委員会の設置に関すること。	評価部長	
	3	技術研究組合法（昭和36年法律第81号）に定める総会への代理人による出席及び書面による議決権行使に関すること。	イノベーション推進本部長（国際標準（計量標準総合センターの分を除く。）に係る技術研究組合に係るものに限る。） 領域長（計量標準総合センター長を除く。）（国際標準に係る技術研究組合に係るものを除く。） 計量標準総合センター長（計量標準総合センターの分に限る。）	企画本部長 研究ユニットの長 イノベーション推進企画室長
	4	技術研究組合要領に定める組合役員への就任に係る手続のうち、再任に関すること。	イノベーション推進本部長（国際標準（計量標準総合センターの分を除く。）に係る技術研究組合に係るものに限る。） 領域長（計量標準総合センター長を除く。）（国際標準に係る技術研究組合に係るものを除く。） 計量標準総合センター長（計量標準総合センターの分に限る。）	企画本部長 研究ユニットの長 イノベーション推進企画室長
	5	国の利害に関係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和22年法律第194号）に定める法務大臣への報告に関すること。	訟務室長	
15. その他	1	1の部から前の部までの各項に掲げる専決案件のほか、法令、条例等に定めのある行政官庁への申請、届出、依頼、報告等に関すること。	主管部門等の長（初回に限る。） 主管部等の長（2回目以降の同趣旨の案件に限る。）	法務室長（研究所の権利義務に関するものに限る。）
	2	1の部から前の部までの各項並びに前の項に掲げる専決案件のほか、研究ユニットの研究業務に付随する各種申請、届出、協議書、依頼、報告等に関すること。	研究ユニットの長	
	3	1の部から前の部までの各項並びに1の項及び前の項に掲げる専決案件のほか、軽易な事務に関すること。	主管部等の長	